

### 3 カナダ

1074

昭和13年2月1日

在カナダ木下(武雄)臨時代理公使より  
広田外務大臣宛(電報)

カナダ議会において日本人労働移民入国禁止  
法案および日系漁者排斥決議案提出について

オタワ 2月1日後発

本省 2月2日到着

第一一號

今期加奈陀議會ニ對シ「ビー、シー」州選出下院議員「ニール」(Neil)(獨立)ハ「日本労働移民入国ニ關スル日加間紳士協約ヲ廢棄シテ支那人ニ對スルト同様日本労働移民ノ入加ヲ絶對ニ禁止」セントスル法案、同シク「ビー、シー」州選出下院議員「リード」(Reid)(自由黨員)ハ「白系加奈陀人ノ漁業保護ノ爲日本人若クハ日系加奈陀人ニ對シ漁業許可數ヲ本年ハ四割以上次年ヨリハ毎年一割五分宛遞減スヘシ」トノ決議案ヲ提出シ排日法案トシテ注目ヲ惹キ居レル處右兩名共札付ノ排日屋ニシテ斯ノ如キ提案カ成立

スヘシトハ思ハレサルモ排日風潮相當根強キ際ニモアリ本件提案ノ成行ニ付テハ嚴重警戒ノ所存ナリ

「リード」提案郵送ス「ニール」提出法案入手次第送付ス  
晚香坡へ轉電セリ

~~~~~

1075

昭和13年2月2日

在バンクーバー根道(広吉)領事より  
広田外務大臣宛(電報)

日系漁者排斥決議案に関するブリティッシュ・  
コロンビア州の漁業相や政界消息筋の意見に  
ついて

バンクーバー 2月2日後発

本省 2月3日後着

第九號

<sup>1)</sup> 在加公使發閣下宛電報第一一號ニ關シ

「リード」提出ノ日系漁者排斥決議案ニ關シ二十九日州政府漁業大臣 Pearsonノ意見ヲ間接ニ「サウンド」シ見

タルニ「ピ」ハ日系漁者ノ數ハ必スシモ過多ナリト思ヒ居ラス日系漁者鑑札數切下ノ必要アル場合ハ白人漁者鑑札數ヲモ同様切下クル必要アル場合ナラサルヘカラスト思ヒ居ルモ斯卡ル問題ハ州政府直接ノ權限内ニ存セス如何トモ爲シ難シ唯最近ニ於テ地方新聞カ所謂日本ノB・C州經濟侵略問題ヲ殊更ニ誇大ニ取扱ヒ居リ苦々シク思ヒ居ル旨ヲ語リ又「ニール」提出ノ日本移民禁止決議案ニ付テハ「キング」首相ハ其ノ上程ヲ喜ハサルコト明白ニシテ議會ニ於テ之ヲ取上クルコト萬ナシト信スル旨語リタル趣ナリ

二、當地ニ於ケル二、三ノ政界消息通ノ意見ヲ綜合スルニ「リード」ハ今日迄其ノ選舉區々民ニ對シ爲シタル公約ノ履行ニ悉ク失敗シタル爲人望ヲ失ヒ來ル十一月ノ選舉ニ再選ノ望少キ情勢ヲ自覺シ相當「デスペレイト」ナル傾向アリ其ノ類勢挽回ヲ一ノ手段トシテ日系漁者排斥ヲ問題化シタルモノニシテ其ノ間ノ事情ヲ知り居ル者少カラサルモ一旦本件ヲ論議ノ的トスル時ハ相當喧シキ問題トナリ其ノ成行ハ俄ニ豫測スルコトヲ得スト觀測シ居ルカ如シ

尙「ニール」提出ノ日本移民禁止決議案ニ付テハ前記「ピ」ノ意見ト同様ナルモノ稀ナリトセス三十一日領議會ニ於テ保守黨首領「ベンネット」カ本問題ヲ提ケ政府ニ迫リタルニ對シ「キング」首相カ國際關係微妙ノ折柄斯ル問題ヲ口ニスルコトハ不謹慎ナリト應酬シタル旨傳ヘラレ居リ旁「ニール」案ニ付テハ左迄憂フルニ足ラサルヘシトノ觀測アル趣ナリ

加奈陀へ轉電セリ

1076

昭和13年2月8日

在カナダ木下臨時代理公使より  
広田外務大臣宛(電報)

日系漁者排斥決議案はカナダ政府が不賛成の  
ため不成立の見通しについて

オタワ 2月8日後発

本省 2月9日後着

第二一號(極秘)

本官發晚香坡宛電報

第九號

貴電第三號ニ關シ

「ソウントン」本日當館來訪「キング」首相其ノ他ト面會  
色々折衝ノ結果ニ依レハ頗ル好首尾ナリシ趣ニテ左ノ通り  
貴官ニ傳達アリ度キ旨依頼セリ

(一)一旦上程セラレタル決議案ハ撤回セシムルコト不可能ナ  
ルモ「キング」首相ハ本邦側ニ好意ヲ有シ居リ政府ハ本  
案ニ不賛成ニテ到底成立ノ見込ナシ

(二)本日「リード」ニ面會ノ際大イニ「デイスカレット」シ  
置キタリ

(三) independent members 中ニハ本邦漁者ニ惡感情ヲ有スル者  
アルモ本件ハ之以上惡化ノ虞ナカルヘシ

尙「ソ」ハ本邦向輸出木材課稅問題ニ關シ更ニ明九日關係  
大臣ニ面會折衝ノ上同夜當地發十一日正午貴地歸着ノ豫定  
ナル由ニテ夫レ迄ニ急用アレハ電報アリ度シトノコトナリ  
大臣へ轉電セリ



1077 昭和13年2月18日 在カナダ木下臨時代理公使より  
広田外務大臣宛(電報)

カナダ議會における日本人労働移民入国禁止  
法案の審議停止について

オタワ 2月18日後餐  
本省 2月19日夜着  
第二六號  
往電第一九號ニ關シ

「ニール」移民法案ハ昨十七日夜ノ第二讀會ニ於テ多數決  
ヲ以テ審議停止(事實上ノ否決)ニ決定セリ

本官右討議ヲ傍聽セル處先ツ「ニール」ヨリB・C州労働  
者ハ過剩ニ惱ミ之以上日本人労働者ヲ入ルル余地ナキコト

日本人ハ同化性ニ乏シキコト竝ニ加奈陀ハ移民ニ關シ日支  
兩國ヲ差別的ニ待遇スル理由ナキコト等ヲ擧ケテ本案ノ採

擇方ヲ力説シタルニ對シB・C州選出議員(定員十六名)中  
九名ハ之ニ賛成シタルカ他州選出議員ニシテ發言スル者少

ク「ベネット」ハ本案ノ趣旨ニハ同感ナルモ現政府ノ外交  
方針ニ鑑ミ立法手段ニ依リテ日本移民ヲ禁止スルハ不穩當

ナルニ付外交手段ヲ通シテ右目的ヲ達成センコトヲ政府當  
局ニ望ム旨ヲ述へ最後ニ立チタル「キング」首相ハ日加紳

士協定成立ノ經緯ヨリ説キ起シ(一)本件ハ日加間國際協定ニ  
依リ律セラレ居ルコト(二)日本政府當局ノ忠實ナル協定遵守

ニ依リ實際入國者數ハ毎年協定數ニ達セサルコト(三)往年米

國ノ日本移民禁止法案通過ノ際日本國民カ如何ニ激怒シタルカ(四)國際關係微妙ヲ極ムル今日日本、大英帝國間ノ親善關係ヲ阻害スルカ如キ何等ノ行動モ之ヲ嚴ニ慎ム要切ナルモノアルコト等ヲ約三十分間ニ亘リ詳細且熱心ニ力説シタル後同首相自ラ「ニール」法案審議停止ノ動議ヲ提出シ可決セラレタル次第ナルカ本案紛碎ノ爲「キング」首相ノ拂ヒタル苦心ノ竝々ナラヌモノアルヲ觀取セラレタリ  
以上討議ノ經過ヲ速記セル議事録ハ重要ナル資料ト思料セラルルニ付三部郵送ス  
英、晚香坡へ轉電セリ

1078

昭和13年2月24日

在カナダ木下臨時代理公使より  
広田外務大臣宛(電報)

カナダ議會における日系漁者排斥決議案の審議延期について

第二七號

往電第一一號ニ關シ

オタワ 2月24日後發  
本省 2月25日後着

廿三日「リード」ハ下院ニ於テ本案ノ説明ヲ行ヒ客年日系漁者カ白人漁者妨害ノ爲暴行ヲ加ヘタリトカ、日系漁者ハ事アル毎ニ日本政府ニ纏リ加奈陀政府ヲ無視セリトカ、邦人漁船船長免許狀所持者ハ海軍軍人出身ナリ等述ヘ立テ本案提出ノ主ナル理由トシテ(一)「カツド、フイツシユ」漁業ハ日系漁者ニ獨占セラレ居レリ(二)鹽魚カ日本人ノ製造ナル爲支那人不買ニ依リ販路ヲ失ヘリ(三)罐詰業者カ日系漁者ニ「デクテイト」セラレ居レリ等ヲ擧ケ更ニ「フレザー」加工カ日系漁者ニ依リ占據セラレ居レルハ由々敷キ問題ナル旨竝ニ近年BC州在住日系人ノ行動ハ彼等カ加奈陀人タルコトヲ疑ハシムルモノアリ等ヲ説キ最後ニ「キング」首相演説ノ次第(往電第二二六號參照)モアリ言ヒ度キコトモ差控ヘタルカ漁業大臣ト會談ノ結果漁業省當局ニ於テ本件ニ關シ將來適當ナル方途ヲ講スヘク充分研究スヘシトノ保障ヲ得タルニ付今回ハ本決議案ノ採決ヲ求メサルコトトセリト述ヘ結局本案モ審議延期(事實上ノ否決)ニ決定セリ  
議事録郵送ス  
米へ轉電セリ

1079

昭和13年3月2日

在バンクーバー根道領事より  
広田外務大臣宛(電報)日本人二世の花嫁入国問題が表面化すること  
を極力防止すべくカナダ首相が議会対策中と

の情報について

バンクーバー 3月2日後発

本 省 3月3日後着

第二一號(極秘扱)

「ニール」ノ日本移民禁止法案ハ「キング」首相ノ努力ニ依リ議會ニ於テ握潰シトナリタルモ「ニール」一派及反「キング」派ハ蔭ノ策動ヲ止メスB・C州方面ノ空氣更ニ險惡トナリタル傾向アル折柄二月二十八日晚香坡市參事會ニ於テ「ウイルソン」等カ排日案ヲ持出シタル際(往電第二〇號御參照「ウ」ハ日本移民問題ニモ言及シ「第二世日本人男子カ日本ニ赴キ日本人女子ヲ娶リ伴ヒ歸國スル數夥シク此ノ數ハ移民割當外ナリ」ト論シタルカ一般ノ人士ハ右言説ニ格別ノ注意ヲ惹カサリシ模様ナルモ當地移民局長「テラー」ハ從來「オタワ」ヨリ「二世日本人ノ伴ヒ歸ル花嫁ニ關シ尋ネラレ餘儀ナキ場合ハ移民割當内ナリト變

更スヘク且一般ニ日本移民問題ニ關シテハ已ムヲ得サル場合ノ外發表セサルヘキ旨」ノ内訓ヲ受ケ之ヲ嚴守シ居リタルモノナルヲ以テ前記「ウ」ノ言説ヲ知り大ニ驚キ一日「オタワ」移民局ノ「ジヨリフ」ニ電話報告シ同日午前「ソーントン」ノ質問ニ對シテモ二世花嫁ハ割當内ナリト言ヒタル程ナリト傳ヘタル處「ジヨ」ハ「ソ」ニハ眞實ヲ告ケサルヘカラサルモ他ノ如何ナル者ニ對シテモ從來ノ指令ヲ嚴守スヘシト命令セリ

更ニ後刻「ジヨ」ヨリ電話ニテ「オタワ」移民省ニテハ日本移民問題ニ關スル陳情書及攻撃ノ書類山積シ處分ニ窮シ居ル折柄「ウ」ノ言説カ流布セラレ信憑セラルルニ至ルトセハ由々數大<sup>(數)</sup>事ニ付今後特ニ慎重用心スヘク一方「ウ」カ如何ニシテ本件ヲ穿<sup>ホシク</sup>リ出シタルヤ内偵スヘシト命シ來リタル趣ニテ「テラー」ハ直ニ「ソーントン」ニ之ヲ傳ヘタルカ夜ニ至リ「オタワ」ニ於ケル「タージョン」ヨリ「ソ」ニ電話アリ「キング」首相ノ命ニ依ル旨ヲ前置シ目下日本移民問題ニ關シ首相ニ對スル重壓甚タシキモノアルモ今期議會ヲ此ノ儘切抜ケサヘスレハ後ハ安心ナル處今日ノ狀態ハ仲々油斷ナリ難ク殊ニ日本人二世花嫁問題ノ如キカ表面

化スレハ其ノ他ノ排日問題ニモ一遍ニ火カ附キ收拾着カサルニ至ルノ惧アリト語り右花嫁問題ハ獨立ノ問題トシテ政府ノ特ニ恐レル所ナルニ付本問題ノ表面化ヲ極力防止スル様最善ノ努力アリ度シト依頼アリタル趣ナリ

「オタワ」政府カ何故ニ斯ク迄苦慮シツツアルヤ些カ判斷ニ苦シム所ナルモ「キング」首相ノ議會答辯等ヲ考慮スレハ或ハ議會終了後日本側ニ對シ何等カ提案ヲ爲ス下心ヲ有スルニアラスヤト察セラレサルニアラス

因ニ當地移民局長「テラー」ニ依レハ前記花嫁ノ數ハ一九三七年中五十一名ニ達セル趣ナルカ右ノ數ハ過大ニ思ハルルニ付更ニ調査中ナリ  
加ハ轉電セリ

1080

昭和13年3月3日 在バンクーバー根道領事より  
広田外務大臣宛(電報)

カナダ議會で日本人移民問題が与野党政争の  
具になりつつあるとの国防相内話について

バンクーバー 3月3日後發

本 省 3月4日後着

第二二號

往電第二一號ニ關シ

當方面ニ於ケル政治工作ノ爲ニ日來晩セル領。國防大臣「マツケンジー」ハ三日「ソ」ニ對シ保守黨首領「ベンネット」ハ政府反對黨ヲ糾合日本人問題ニ喰下リ再度議會ニ於テ「キング」ニ一戰ヲ交ヘ次期總選舉ニ有利ナル立場ヲ作ラント準備中ナル處「キング」ハ日本人問題就中移民問題ハ今日議會ニ於テ又殊ニ日支紛争繼續中ニ於テ處理スヘキ問題ニアラス全般ノ形勢緩和ヲ俟チ圓滿ニ處理スルヲ唯一ノ途ト信シ日本人問題カ之以上議會ノ問題トナルコトヲ避クル爲全力ヲ盡シツツアリテ反對黨カ無理押ニ上程スルニ於テハ敢然對抗ノ肚ナリ目下自由黨政府ハ極メテ強固ニテ他ノ如何ナル問題ニ於テモ反對黨ニ乘セラルル惧ナク從テ唯一ノ問題ハ日本人問題ナルカ現内閣ノ肚ハ前述ノ通りニ付日本人側トシテ憂フルニ足ラス尙次期政權モ「キング」カ保持シ得ヘキコト絶對確實ニ付日本又ハ日本人ニ對スル不都合ナル特殊事態發生ハ充分防止シ得ヘシト内話セル趣ナリ

尙「リード」ニ付テハ同人今日迄ノ行動ハ自由黨幹部ヲ窮

地ニ陥レタルコト一再ナラサルニ付黨幹部ハ最早同人ヲ見  
限リ次期總選舉ニハ支援セス其ノ落選ヲ期待シ居ル旨語リ  
タル趣ナリ(「ソ」カ「オタワ」ヨリ歸來當時ニモ同様報告  
アリ)  
加奈陀へ轉電セリ

1081

昭和13年3月4日  
在カナダ木下臨時代理公使より  
広田外務大臣宛(電報)

日本人二世の花嫁入国は紳士協定の割当数に  
含まれないとのカナダ首相議會答弁について

オタワ 3月4日後発  
本省 3月5日後着

第二九號

在晚香坡領事發貴大臣宛電報第二一號ニ關シ

二月十七日下院ニ於テ「ニール」法案討議ノ際晚香坡選出  
下院議員「グリーン」ノ「歸化日本人ノ妻ハ紳士協定協定  
數ニ含マルルヤ」トノ質問ニ對シ「キング」首相ハ日系加  
奈陀人(第二世ヲ含ム)ノ花嫁ノ入國ハ加奈陀人トシテ入國  
スル者ナルカ故ニ協定數以外ナルコト竝ニ加奈陀人(本邦

人第二世ヲ含ム)カ何國ヨリ花嫁ヲ伴ヒ歸ルトモ右ハ各人  
固有ノ權利ニシテ自由ナリトノ旨極メテ明確ニ説明ヲ與ヘ  
居リ(二月二十一日附公第五八號往信附屬下院議事録第六  
二九頁以下御參照)其ノ後議會ニ於テ此ノ點何等問題トナ  
リ居ラサルニ鑑ミ自治領政府ニ關スル限り本件ハ憂慮ノ餘  
地ナキヤニ認メラル  
晚香坡へ轉電セリ

1082

昭和13年3月10日  
在カナダ木下臨時代理公使より  
広田外務大臣宛(電報)

欧州言語の理解者のみに入国を許可する移民  
法改正案がカナダ議會に上程された旨報告

オタワ 3月10日後発  
本省 3月11日前着

第三三號

「ビー、シー」州選出下院議員「ニール」(往電第二九號參  
照)ハ加奈陀移民法第三條「項中 who can not read the English  
or some other language or dialect」次ニ「commonly spoken by  
and native to the people of any country, state, province or other

「political or territorial division of Europe」ノ字句ヲ挿入シ一九三九年七月一日ヨリ之ヲ實施セントスル移民法改正法案ヲ九日下院ニ提出セリ

右改正法案ハ英佛語又ハ他ノ歐洲國語ヲ解スル者ノミニ限リ移民トシテ入國ヲ許容セントスルモノニシテ本邦移民ノ多數カ是等國語ヲ解セサルヲ奇貨トシ右制限ニ依リ我移民ノ入國ヲ拒否セント企ツルモノニシテ同人ノ日本移民禁止第二次工作ト認メラル成行注視中ナリ

晚香坡へ轉電セリ



1083

昭和13年3月11日 在カナダ木下臨時代理公使より  
広田外務大臣宛(電報)

不正移民審査委員会に関するカナダ首相の議  
会説明および同委員会設置の趣意について

オタワ 3月11日後發  
本省 3月12日後着

第三四號

往電第二六號ニ關シ

晚香坡選出下院議員「グリーン」カ四日下院ニ於テ「キン

グ」首相ニ對シ「新聞電報ニ依レハ「マツケンジ」國防大臣ハ三日晚香坡ニ於テ加奈陀政府ハBC州ニ於ケル日本人問題ヲ調査スヘシト聲明シタル趣ナル處右事實ナリヤ又事實ナリトセハ其ノ調査ノ方法及範圍如何」ト質問シタルニ對シ首相ハ太平洋方面ニ於ケル不正移民問題ニ關シテハ豫テ移民司法外務其ノ他關係各官憲問ニ於テ聯合(脫?)ヲ行ヒ居レルカ右ノ外ニ新ニBoard of Review(移民外務及「マウンテッド・ポリス」ノ各官憲ト選出シタル數名ノ委員ヲ以テ組織ス)ヲ設置シ本件ヲ調査スルコトナルヘク其ノ結果不正入國者ハ追放セラルヘキモ正當入國者ハ何等憂慮ノ要ナキ旨ヲ述ヘタリ右ニ關シ十一日外務省「キンリーサイド」書記官カ他用往訪ノ當館金谷ニ内話シタル所ニ依レハ右「ボード」ヲ設置スルコトトシタル政府ノ趣意ハ是ニ不正移民問題調査ノ全責任ヲ負ハシメ慎重ナル調査ヲ行ヒ結局十名カ二十名ノ犠牲者ヲ出スヤモ測ラレサルモノニ依リ本件カ再ヒ議會ノ問題トナルヲ防止セントスルニアリ又右「ボード」ニ外務省員ヲ參加セシムルハ之ニ依リBC州方面ノ「インフルエンス」ヲ緩和シ本件調査ヲ成ルヘク苛酷ナラシメサル役割ヲ演セシメントスルニア

ル趣ナリ尙本「ボード」ハ主トシテ晚香坡ニ設置セラルハ  
ク其ノ期間ハ一箇月乃至二箇月半ノ豫定ニテ外務省ヨリハ  
「キ」ノ任命ヲ見ルヘク來週早々任命セラルルヲ俟チ直ニ  
晚香坡ニ向ヒ根道領事及在留民代表者トモ充分打合ヲ行フ  
旨語リタル趣ナリ  
晚香坡へ轉電セリ

1084

昭和13年3月15日  
在カナダ木下臨時代理公使より  
広田外務大臣宛(電報)

不正移民審査委員会の委員任命について

オタワ 3月15日後発  
本省 3月16日前着

第三五號

往電第三四號ニ關シ

十四日加奈陀政府ハ「キンリーサイド」ヲ本「ボード」委  
員長ニ晚香坡移民局長「テイラー」及晚香坡「マウンテツ  
ド・ポリス・インスペクター」「フィツシユ」ノ兩名ヲ委員  
ニ夫々任命セリ尙「キ」ハ十六日當地發晚香坡ニ向ヒ二十  
一日「ボード」ヲ同地ニ組織ノ筈ナル趣ナリ

晚香坡へ轉電セリ

1085

昭和13年3月17日  
広田外務大臣より  
在バンクーバー根道領事宛(電報)

不正移民審査委員会の調査を機に継続居住者  
への定住権容認に向け工作方針

本省 3月17日後7時発

第七號(極秘)

「オタワ」發本大臣宛電報第三四號並三三五號ニ關シ

「キ」ノ金谷ニ對スル内話ヨリ加奈陀側ノ態度ハホボ察シ  
得ル次第二シテ大規模ノ調査ヲ行ヒ多人數追放スベシトモ  
思ハレズ從而依然多數ノ不正入國者殘存スルコトナルベ  
キ處年來ノ不快ナル懸案ヲ解決シ將來再ビ蒸返ヘサレザル  
爲今回ノ調査ヲ切懸トシ米國ニ於テ同國一九一七年移民法  
第十九條及一九二四年移民法第十四條ノ解釋ニヨリ認メラ  
レ居ル如ク加奈陀ニ於テモ一九三八年以前ノ入國者ニシテ  
繼續定住五年又ハ三年以上及ブ者ニハ定住權ヲ認ムトノ  
趣旨諒解ヲ何等カノ形ニ於テ取付クルヲ得バ頗ル好都合ナ  
ルガ幸ヒ「キ」ガ委員長ナルヲ以テ貴官ヨリ極内祕ニ「サ

ウインド」セラレ可能性アル場合ニハ「オタワ」ト呼應シテ  
極力右達成方工作アリ度シ

「オタワ」へ轉電アリ度シ

~~~~~

1086

昭和13年5月26日 在カナダ富井公使より  
宇垣外務大臣宛(電報)

### カナダ首相が排日運動の禍根一掃のため現行 紳士協定に替わる新協定締結を提議について

オタワ 5月26日午後

本省 5月27日午前

#### 第六一號

二十三日日本使「キング」首相往訪ノ際「キ」ハ現行日加移  
民協定ニ言及シ右ハ能ク其ノ目的ヲ達シツツアルモ最近又  
復「ニール」等ノ煽動アリ余ハ適當ノ機會ニ日本ト「レシ  
プロカル、アグリーメント」ヲ締結シ相互ニ商人學生等問  
題ナキ者ニ限り入國ヲ許スコトトシ排日運動ノ禍根ヲ一掃  
スルコトト致度キ希望ナリト述ヘタリ

更ニ二十五日總督ノ晚餐會ニ於テモ「キ」ハ同様ノコトヲ  
繰返シタルニ付本使ハ曩ニ一九二八年移民協定協議ノ際同

様ノ考案ヲ承リタルコトアリ右ニ對シ本使ヨリ前記考案ハ  
實情ニ即セサル形式的ノ相互主義ナルヲ以テ不自然ナル趣  
申述ヘタルコトヲ記憶ス夫レハ扱措キ既ニ現行協定カ満足  
ニ實施セラレ居ル今日前掲「ライン」ニ依リ新協定締結ノ  
交渉ヲ開始スルコトモナラハ著シク我對加輿論ヲ刺戟シ  
之カ加奈陀ニ於ケル對日輿論ニモ反映シ曩ノ Trade war 當  
時ノ如キ好マシカラサル雰圍氣醸成セラルヘク右日加關係  
ノ惡化ハ延イテ日英關係ニモ影響シ折角今日兩國カ支那ニ  
於ケル利權調節ノ途ニ上ラントシツツアル機運ニ一大支障  
ヲ與フル惧アリ此ノ點特ニ慎重御考慮ヲ煩度シト述ヘタル  
處「キ」ハ其ノ點ハ自分ニ於テモ頭ヲ悩マシ居ル所ニシテ  
交渉ヲ開始スルトスルモ其ノ時機ニ付充分ノ考慮ヲ要スヘ  
キモノト思考シ居レリト述ヘタリ

「キ」カ本使着任早々右ノ如キ話ヲ持掛ケタルコト又其ノ  
話振ヨリ察スルモ何等カ焦慮シ居ル事情アルヘク右ハ恐ラ  
ク政治關係ニアラスヤト推察セラレタルニ付近キ將來ニ總  
選舉ヲ考慮シ居ラルルヤト率直ニ聞キタル處「キ」ハ少ク  
トモ一箇年間ハ其ノ意ナシ但シ突發の事情アル場合ハ別ナ  
リト答ヘタリ尙同日「スケルトン」次官モ當分ノ間總選舉

ナカルヘシト述ヘ居タリ  
英、米、晚香坡へ暗送セリ

1087

昭和13年6月1日  
在カナダ富井公使より  
宇垣外務大臣宛(電報)

欧州言語の理解者のみに入国を許可する移民  
法改正案をカナダ議會否決について

オタワ 6月1日後発  
本省 6月2日後着

第六五號

往電第三三號ニ關シ

二十四日下院ニ於テ本案第二讀會開催セラレタル際「マツ  
ケンジー」國防大臣ハ本案通過ノ曉ハ聰明ナル日本人ハ短  
日月ニ英語ヲ修得スヘキニ付本案提出者ノ希望スルカ如キ  
效果ヲ充分齎ササルノミナラス百五十名ノ制限數ヲ超エ年  
々數千ノ日本移民ヲ入國セシムルコトトナリBC州ノ事態  
ヲ從來ヨリモ數倍悪化セシメ提案者ノ趣旨ト反スル結果ヲ  
招來スヘシト述ヘタリ  
右ニ對シ「ニール」ハ三十一日下院ニ於テ之ヲ反駁シ本案

ハ紳士協定ニ依リ入國許可數百五十名ヲ目標トスルモノニ  
シテ向フ五箇年乃至十箇年間日本移民入國數ハ之ニ依リ大  
イニ減少スヘシト述ヘ政府ハ本案ヲ無理矢理ニ葬リ去ラン  
トスルカ如キモ右ハ本案ニ不都合ナル所アルニアラスシテ  
日本トノ間ニ一定期間中移民入國數ヲ削減セントノ協定ア  
ルカ爲ナルカ議會ノ協贊ヲ經スシテ斯カル協定ヲ爲シタル  
ハ不當ナリトカ又日本ノ名ノ出ル度ニ政府ハ恐慌ノ爲ニ  
「ヒステリー」ノ如クナルモ左程不安ナラハ寧ロ英本國ノ  
一植民ニ還元スヘキナリ等ノ暴言ヲ爲シテ當リ散ラシタル  
カ投票ノ結果八七票對三九票ニテ遂ニ否決セラレタリ  
晚香坡へ轉電セリ

1088

昭和13年11月12日  
在カナダ富井公使より  
有田外務大臣宛(電報)

カナダ政府が日本人移民問題に關し現行紳士  
協定の廃棄や移民の相互入国禁止など何らか  
の提議をした場合の措置振り請訓

オタワ 11月12日後発  
本省 11月13日後着

第九二號(極秘)

(一)<sup>1)</sup>六日本使外務首席書記官「キンリーサイド」ト懇談ノ際「キ」ハ「領政府ハ前議會ニ於テ排日法案ノ通過ヲ阻止スル一方二ツノ委員會ヲ設置シテ日本人問題ノ調査ヲ約シタル關係上次期議會ニ於テハ何トカ之カ決定ヲ與ヘサルヘカラサル立場ニ在ル様見受ケララルル處第一ノ不正入國者問題ノ分(往電第三四號御參照)ハ調査ノ結果極メテ少數ナルコト判明シタルヲ以テ重大化スルコトナシト思考スルモ他ノ問題殊ニ日本人移民入國禁止ノ件ハ又復議會ニ於テ激論ヲ見ルヘシト思考ス「キング」首相カ本件ヲ如何ニ取扱フヘキヤハ未タ承知セサルモ私見ニ依レハ加奈陀ニ入國スル移民ハ年々八十餘名ニ過キス日本ニ取リ左シタル重大問題ト認メラレサルニ付此ノ際排日問題ノ禍根ヲ一掃スル爲現行紳士協定ヲ廢止シ將來ハ日加兩國相互ニ移民ノ入國禁止ヲ約スルト同時ニ加奈陀側ニ於テ日系加奈陀人ニ對スル現存差別待遇ヲ除去シ且將來彼等ニ對シ差別待遇ヲ爲ササルヘキ旨約スルコトトシ問題ヲ解決シテハ如何カト思考ス「スケルトン」次官モ之ト同一ノ見解ヲ有シ居レル處差別待遇除去ニ關シテハ自分

カ先般BC州出張ノ際同州各政黨首領ニ於テモ異議ナキヲ探知シタルニ付是等首領ト兩派政黨首領トヲ一堂ニ會シ前記差別待遇撤廢及將來ノ保障ヲ決議セシメ之ヲ日本政府ニ通告スルコトトスルモ一案ニアラスヤト思考シ居レリ」ト述ヘタリ

(二)<sup>2)</sup>右「キ」ノ内話及本使着任早々「キング」首相カ本使ニ爲シタル談話(往電第六一號參照)等ヨリ綜合スルニ加奈陀政府ハ總選舉ヲ控ヘ移民問題ノ解決ヲ相當焦慮シ居ルヤニ見受ケラレ或ハ近ク我方ニ對シ何等カ提議シ來ルニアラスヤト思考セラル

素ヨリ前記「キ」ノ私案ハ「ス」次官ニ於テモ同一見解ヲ有ストハ言ヘ「キング」首相ハ曾テ本使トノ會談ニ於テ之ニ言及シタルコトナク從テ首相カ之ヲ採擇スルヤ否ヤハ多大ノ疑問アリ且又現在ノ差別待遇撤廢モ單ニ約束ニ止マラス既成ノ事實トシ又將來ノ保障ニ付テハ右カ適法ニシテ實效アリヤノ點充分調査スルコト(目下當館ニ於テ調査中)必要ナルカ若シ之ニ付満足ナル「フオーミユラ」ヲ見出し得ル場合先方ヨリ「キ」ノ腹案ノ「ライン」ニテ提議シ來ラハ我ニ比較的好感ヲ有スル「キング」

首相在任中此ノ邊ニテ本問題ヲ解決スルコト得策ニアラスヤト思考ス又若シ本邦移民禁止ノミヲ提起シ來ル場合ハ在加日本人口増加ノ重大ナル原因トモナリ居ラサル移民ノ入國ノミヲ取上ケ之ヲ禁止スルカ如キハ徒ニ日本ノ對加感情ヲ刺戟シ遂ニハ往年ノ不幸ナル Trade War 比スヘキ事態ヲ惹起スルコトナキヲ保シ難ク延イテハ日加關係ハ勿論日英關係ニモ惡影響ヲ與フルアルヲ指摘シ先方ノ反省ヲ促スト同時ニ前掲理由モアルニ付此ノ機ヲ利用シ我ヨリ日系加奈陀人問題ヲ持出シ先方ニ於テ此ノ二問題ヲ「リンク」スル用意アラハ我方ニ於テハ難キヲ忍ビ交渉ニ應スル様スルコト然ルヘシト思考シ居レリ

(三) 本使ニ於テハ着任以來我ヨリ進シテ本問題ニ言及スルコトヲ努メテ避ケ居リ尙又先方ヨリ何等提案アリタルトキハ當初ヨリ餘リ深入スルコトナク本省ノ御指示ヲ相仰キ度ク存シ居レルモ從來ノ經驗ニ徴シ先方ハ正式提案前ニ於テモ種々本件差別待遇話ヲ持出スコトアルヘク其ノ際ニ於ケル本使心得トシテ承知シ置クコト至極便宜ト認ムルニ付我方ニ於テハ飽迄モ現行協定ヲ支持シ移民ノ入國禁止ヲ反對スル御意嚮ナリヤ將又前記「キ」ノ腹案ノ

「ライン」ナラハ之ニテ本問題ヲ解決スルヲ辭セストノ御方針ナリヤ其ノ邊ノ所成ルヘク早目ニ御回電ヲ請フ  
晚香坡へ轉電セリ

1089

昭和13年11月18日

在バンクーバー根道領事より  
有田外務大臣宛

ブリティッシュ・コロンビア州議會における  
日本人移民問題の審議状況について

公第三〇四號

(12月5日接受)

昭和拾參年十一月拾八日

在晚香坡

領事 根道 廣吉(印)

外務大臣 有田 八郎殿

B、C、州議會ニ於ケル本邦移民問題ニ關スル件

一、B、C、州第十九回議會ハ十月二十五日ヨリ開會セラレ  
目下來年度予算案及提出法案ニ付審議中ナルガ現在迄ノ  
處東洋人商業鑑札數制限ヲ目的トスル晚香坡市會權能改  
正案(本案ハ結局委員會ニテ握潰シトナリツツアリ)及日  
加紳士協定廢棄決議案(本案ハ往電報告ノ通否決サル)ノ

外排日の法案ノ提出無キモ本邦移民問題ニ付次ノ如ク論シ居レリ

二、十月二十九日 George M. Murray (自由黨)ハ本會議ニ於テ

(1)本邦移民ノ新入國ヲ絶對的ニ禁止スルコト(2)B、C、州産業ニ對スル日本人進出ノ脅威ヲ除去スル爲場合ニヨリテハ加州ノ如キ土地法ヲ設クル要アルコト(3)多數日本人ヲ入國セシムル場合ハ將來「チエコスラバキア」ニ於ケル「スデーテン」問題ノ如キヲ生ズル虞アルコト(4)日本ハ支那征服ノ結果「ビルマ」及印度ニ對シ脅威ヲ加ヘントシツツアル上若シ東亞征服ニ成功セバ低廉ナル勞働力ヲ以テ加奈陀生産業者ト對抗スヘキコト(5)對日國防并ニ經濟開發ノ見地ヨリB、C、州内ノ自動車道路ヲ増設シ既設鐵道ト密接ニ連絡セシムルコト等甚シキ恐日論ヲ弁シ又十一月三日 J.D. Hunter (保守黨)ハ「キング」領政府首相ハ日本ガ移民ニ關スル日加紳士協約ヲ忠實ニ守リ居ルコトヲ云々シ乍ラ加奈陀ニ於ケル日本人ノ勢力擴大問題ニ付テハ之ニ觸ルルヲ避ケ居ルコト又日本人ガ不正ニ入國シツツアリト確言セルB、C、州自由黨ガ何等之カ對策ヲ講ゼザリシコトヲ攻撃シ自由黨ハ自黨ガ多數ヲ

制スル限り出生率高キ日本人ガ如何ニB、C、州ニテ蔓ルモ無關心ナルベク吾人ハ飽ク迄モB、C、州ヲ白人種ノ國トセザルベカラズト論ゼリ

三、上記排日論ニ對シ Capt. C. R. Bull (自由黨)ハ十一月四日本會議ニ於テ(1)日本移民ガ法規ヲ遵守シ良ク加奈陀人ト協力シ且其ノ生活振リモ向上シタルコト(2)日本ハ歐洲大戰當時英帝國ノ味方ナリシコト(3)現在支那事變中ニテ一般ノ感情ガ一方ニ偏シ居ル際ニ乘シ移民入國禁止ノ交渉ヲ持出ス如キハ賢明ナル策ニアラザルノミナラズ煽動的排日論ハ加奈陀ノ國防ガ無力ナル今日頗ル危險ナルコト(4)日本人ノ企業ニ壓迫ヲ加ヘントスル立法ノ如キハ「ナチ」ノ猶太人壓迫ト同様ナルコト等ヲ力説シ排日論ニ對シ痛烈ナル攻撃ヲ加ヘタリ

四、當地方各紙ハ右「ブル」議員ノ演說ヲ大見出シニテ報道シ一般ノ注目ヲ惹キタルガ十一月五日「ニウス、ヘラルド」ハ社説ヲ掲ゲ先ツ同議員ノ勇氣ヲ賞讃シタル上B、C、州ニ於ケル東洋人問題ハ多年ノ懸案ニシテ且本問題ハ主トシテ出生率ノ高キコトニ基ク經濟上ノ問題ニシテ一般ノ對日感情面白カラザル今日之ヲ公平ニ解決シ得ズ

ト爲ス同議員ノ説ヲ肯定シ實質論ヨリスレバ今日加奈陀  
ガ立法ニヨリ日本人ヲ差別待遇シテ日本ヲ敵ニ廻スコト  
ハ愚策ナリ他日日本ガ廣大ナル支那ヲ再建スルニ當リテ  
ハB、C、州ハ日本ニ各種産物ヲ輸出セザルベカラズ加  
奈陀ハ自國內ノ少數民族ニ對シ排撃ノ手段ヲ採ラズ寧ロ  
之ヲ圓滿且效果的ニ吸收同化シ得ベシト論ゼリ  
右報告申進ス

本信寫送付先 在加公使

1090

昭和13年11月30日 有田外務大臣より  
在カナダ富井公使宛(電報)

現行紳士協定を支持し移民入国禁止協定の締結  
には反対する方針でカナダ政府に応酬方回訓

本省 11月30日後6時30分発

第二七號(極秘)

貴電第九二號ニ關シ

本件ニ關シテハ(イ)米國ノ排日移民法ニ關シテ當方ノ堅持シ  
居ル主張ニモ鑑ミ隣國「カナダ」ニ於テ當方自ラ移民ノ入  
國絶對禁止ヲ認ムルカ如キハ主義上面白カラサルノミナラ

ス(ロ)年々「カナダ」ニ入國スル日本移民ハ百名ニモ足ラ  
シテ何等問題トセラル可キ數量ニ非ルニモ拘ラスコレヲシ  
モ問題トナシテ日本移民ニ對シテ完全ニ門戸ヲ閉鎖スルニ  
於テハ到底我方輿論ヲ納得セシメ得ス延イテハ日加ノ親善  
關係ニ累ヲ及ホス虞アルヲ以テ我方トシテハ少クトモ現行  
協定ヲ支持シ移民ノ入國禁止ニ反對スル方針ヲ以テ應酬セ  
ラレ度シ  
「バンクーバー」ニ轉電アリ度シ

1091

昭和13年12月14日 有田外務大臣宛(電報)

日本政府は現行紳士協定を支持し移民入国禁  
止協定の締結には反対の旨をカナダ外務当局  
へ伝達について

オタワ 12月14日後発  
本省 12月15日前着

第一〇八號

貴電第二七號ニ關シ(移民問題ノ件)

領議會開會モ一月十二日ニ迫リ居リ旁B、C州々議會カ日

支兩國移民入國反對ノ意ヲ表明シタル關係(晚香坡發大臣宛電報第一二七號御參照)モアリタルニ付十三日「キンリーサイド」書記官ノ來訪ヲ求メ(「スケルトン」次官トノ會談ハ都合付カス)冒頭貴電(口)ノ點ヲ敷衍説明シ我政府筋ノ態度確乎タルモノアルニ付本件ハ加奈陀政府ニ於テ取上ケラレサルコトヲ切望スル旨述ヘ本件ハ加奈陀政府ヨリ何等提案ニ接シ居ラサルモ早目ニ我方態度ヲ御知ラセシ置クコト好都合ナルヘシト思考シ申上ケル次第ニ付右「キング」首相ニ御申傳アリ度キ旨申入レ置キタリ

晚香坡へ暗送セリ

1092

昭和14年1月20日

在バンクーバー根道領事より  
有田外務大臣宛

### 日本人の不正入国者に関する審査委員会報告 への反響報告

公第一七號

昭和拾四年壹月廿日

(2月3日接受)

在晚香坡

領事 根道 廣吉(印)

外務大臣 有田 八郎殿

邦人不正入國內査委員會報告ニ對スル反響ニ關スル件十六日發表セラレタル邦人不正入國內査委員會ノ報告大要ハ當地方各紙ニ掲載セラレ從來排日家一派ニヨリ宣傳セラレタル邦人ノ不正入國ガ今尙多數行ハレ居レリトカ或ハ現在モ多數ノ邦人不正入國者在留シ居レリ等ノ荒唐無稽ノ言説ニ對シ反證ヲ舉ケタル觀アル處十七日晚香坡「サン」ハ社説ヲ掲ケ右報告書ノ内容ニハ驚クヘキ矛盾アリト爲シ(一九三一年度二千五百名ヨリ尠カラサル日本人ガ不正入國シタリト報告セルニ拘ラズ現在僅カニ百名以下ノ不正入國者在留スト云フハ解シ難キ現象ナルコト(二)日加移民協定勵行ノ爲移民官及警察官ハ更ニ一層ノ警戒ト注意ヲ要スト云フハ換言スレバ所謂紳士協定ナルモノヲ鐵條網ヲ張りメグラシ乍ラ紳士的ニ之ヲ履行スベシト云フガ如キモノニテ同委員會ガ若シ加奈陀ガ積極的ニ抑止スルニ非レバ日本人移民ハ洪水ノ如ク入國シ來ルベキヲ信シ居レルハ明白ナリ要スルニ日加移民紳士協定ノ規約ヲ積極的ニ履行セントスルコトハ一種ノ喜劇ナリトノ曲解的批評ヲ爲シタリ  
尙排日州議員「マツキントシ」ハ本報告書ハB、C、州ニ

於ケル日本人問題ノ根本ニ觸レ居ラストノ「インタービュー」ヲ新聞ニ與ヘ居レリ

右何等御參考迄報告申進ス

本信寫送付先 在加公使



1093

昭和14年2月1日 在カナダ富井公使より  
有田外務大臣宛(電報)

対日關係を顧慮し議會では日本人移民問題を

審議せざるようカナダ首相へ要望について

オタワ 2月1日後發  
本省 2月2日後着

第一六號

卅一日他用ヲ以テ「キング」首相往訪ノ際同首相ハ移民問題ニ言及シ前期議會ニ於テ「ニール」ニ對シ排日法案提出ヲ差控フヘキ旨數回申入レタルニモ拘ラス同人ヨリ提案アリ討議ヲ見タル次第ナルカ今期議會ニハ此ノ種法案ノ上程セラレサルコトヲ切望シ居レリト述ヘ例ノ移民相互禁止協定(客年往電第六一號御參照)ニ言及シタルニ付本使ヨリ所請紳士協定ハ前議會ニ於ケル貴首相ノ説明通り嚴守セラレ

來リ居リ殊ニ最近數年間ハ年平均八十數名ノ入國アルニ過キス一方「ビー、シー」州ノ人口ハ一九二九年以降一九三七年ニ至ル間十數萬ノ増加アリタルニ對シ日本ヨリ渡來シ日本國籍ヲ保有スル者ハ同期間中ニ却テ激減シ一九三七年ニハ二千數百名ヲ數フルニ過キス同州全人口ニ對スル右本邦人比率カ減シタル如ク此ノ種邦人問題ノ重要サモ減シタル次第ニ付既ニ御聞込トハ存スルモ(客年往電第一〇八號御參照)日本政府ハ加奈陀カスノ如キ小問題ヲ取上ケラレサルコトヲ切望シ居レル旨述ヘ若シ本問題ヲ取上ケララルカ如キコトアル場合ハ日加關係ハ勿論日英關係ヲモ著シク惡化スル趣縷述シ更ニ本件ハ單ニ「ビー、シー」州ノ問題ニアラス日加間ノ問題延イテハ日英兩國間ノ問題ナルニ拘ラス從來同州ヲ中心トシテ政争ノ具ニ供セラルルハ甚タ遺憾ニシテ將來ハ超黨派的問題トシテ認識セラルヘキ旨力説シ置キタルカ「キ」首相ハ之ヲ一々首肯シテ聽取シタル後選舉アル毎ニ本問題ノ提起セラルルハ遺憾ナル旨述ヘタルニ付本使ヨリ保守黨首領「マニオン」ト本件ニ關シ話サレタルコトアリヤト問ヒタル處實ハ昨三十日夜同人ト會シ世界ノ現勢ニ鑑ミ歐洲並ニ東洋ノ諸問題ニ關シ關係國ヲ「イ

リテイト」スルカ如キ問題ハ今期議會ニ於テ論セラレサル  
コトヲ切望スル旨日本移民問題ヲモ含メテ語り置キタリト  
述へ更ニ「マ」カ移民問題ニ關シ如何ナル考ヲ有スルヤト  
ノ本使ノ質問ニ對シ「マ」ハ主トシテ首相ノ述へタル所ヲ  
聽取シタルニ止マリ見解ノ表示ヲ差控へ居リタリト述へタ  
リ右御參考迄

晚香坡へ暗送セリ

~~~~~

1094

昭和14年5月8日

在カナダ富井公使より  
有田外務大臣宛

### 日系漁者助手のライセンス削減問題に関する

#### カナダ首相との意見交換について

機密公第一四六號

(接受日不明)

昭和十四年五月八日

在加奈陀

特命全權公使男爵 富井 周(印)

外務大臣 有田 八郎殿

日系漁者助手「ライセンス」削減問題ニ關スル件

「日系漁者助手「ライセンス」(Puller's license)ハ一九三三

年ニ於テ一九三七年發給數(五一五)ノ約四割削減ヲ斷行  
セラレ三百十六トナリシカ本年ニ入り更ニ昨年度ノ二割  
一分ヲ削減シ二百五十トシ大戰歸還兵ノ分二十六ヲモ之  
レニ包含スル旨申渡アリタリ然ル處右ハ直接日系漁者ノ  
生計問題ニ關スルノミナラス之ヲ其ノ儘觀過スルニ於テ  
ハ加奈陀政府ノ日系漁者「ライセンス」遞減方針ヲ默認  
シタル形トナリ更ニ不利ナル措置ヲ誘導スル虞アルニ付  
日系漁者團體ハ代表者ヲ「オタワ」ニ派遣シ當局ニ陳情  
セシムルニ決シ三月八日橋本金之助及野口光次郎ノ兩名  
代表者トシテ當地ニ來着シタルカ兩人ヨリ本使ニ對シ本  
件妥結援助方願出アリ元來本件ハ日系漁者カ加奈陀ノ國  
籍ヲ有スル關係上同國々内問題ノ一ニ相違ナキモ又一面  
彼等カ日系人ナル關係上同人等ニ對スル不當ナル取扱ハ  
我國民ノ感情ヲ刺戟シ日加兩國親善關係ヲ疎害スル事<sup>面々</sup>ア  
ル可キニ付本邦側ニ於テモ單ナル加奈陀ノ國內問題トシ  
テ觀過シ難キ場合アリ其ノ點甚タ機微ニシテ取扱上細心  
ノ注意ヲ要スル次第ナルカ熟慮ノ後本使三月十四日「キ  
ング」首相ヲ往訪會談シタルカ其ノ大要左ノ通り

「B・C州ニ於テ British Nationality ヲ有スル日系加奈陀

人カ各種不當ナル差別待遇ヲ受ケツアルハ既ニ御承知ノ事ト存ス右差別待遇ノ結果日系加奈陀人ハ選舉資格ナク、辯護士、藥劑師、看護婦等トナル資格モ無シ凡ソ納稅セサルモノハ選舉資格ナシトノ言ハ民主國ニ於ケル根本方針ノ一ナル所B・C州在住日系加奈陀人ハ納稅ノ義務ヲ課セラレ且ツ一旦有事ノ際ニ強制徵兵制度施行セラレル場合ハ參戰セサルヘカラサルニ至ルニモ不拘選舉資格ナキハ誠ニ不合理且ツ不當ト申スノ外ナシ往年排日運動ノ旺盛ナリシ加州、華州等ノ米國諸州ニ於テモ日系第二世ニ對シ如斯不當ナル取扱ハ敢行シ得サリシ所ナリ即チ日系米國人ハ法律ノ前ニ於テ白系米國人ト同一地位ヲ有セルナリ此差別待遇問題ニ關シテハ何レ將來時ヲ選ンテ御會談致度存シ居ルモ今日特ニ往訪致シタルハ既存ノ不公正ニ加ヘ之レヲ更ニ加重スルノ問題ヲ生シタルカ故ナリ現存差別待遇ハ斷シテ容認セサルモ今日之レヲ論スルハ餘リニ刺戟ヲ與ヘ面白カラスト認メ居ル次第ナルカ現狀ノ惡化ハ容認シ得サル所ナリ之等日系人ハ *British Nationality* ヲ有ス然モ彼等ニ加ヘラルル不公正ハ貴首相竝ニ本使ニ於テ多大ノ關心ヲ有スル日加關係ニモ影響多

シト認メラルルニ付本件ニ關シ首相ノ御考慮ヲ求ムル爲メ來訪シタルナリ」

ト前提シ續ヒテ

「漁業ニ付テモ多大ノ差別待遇現存ス數例ヲ舉クレハ鮭漁ニ付白系人ニハ單ニ「メイン、ライセンズ」ヲ下附シ「プーラー、ライセンズ」ナルモノナク然モ「メイン、ライセンズ」下附數ハ毎年五千以上ニ達シ出願アラハ直チニ下附セラルル實情ナリ之レニ反シ日系加奈陀人ハ九百十二ノ「メイン、ライセンズ」ヲ與ヘラルルノミニシテ右ノ外助手トシテ「プーラーズ、ライセンズ」ノ制度アルモ右制度ノ存在即差別待遇ト謂ハサルヘカラス更ニ白人漁者ノ場合ニ於テハ「ーツノ「メイン、ライセンズ」ハ何レノ漁區ニモ通用シ得ルニ不拘日系加奈陀人ノ場合ニ於テハ一ノ「ライセンズ」ハ三漁區中何レカ一區ニ於テノミ通用スルニ過キス然モ右日系加奈陀人「メイン、ライセンズ」ハ御記憶トハ存スルモ一九二八年多大ノ時日ト資金ヲカケ法廷ニ於テ争ヒ遂ニ英國樞密院ニ迄提訴シタル結果彼等ニ勝訴ノ判決ヲ得タルモノニシテ苦心ノ結果其ノ地歩ヲ確保シタルモノナリ「プーラー、ライセ

「ス」數ハ一九三七年五百十五ナリシモ翌三八年約四割ノ削減實行セラレ三百十六トナリ居リタルモノナルカ本年更ニ之レヨリ二割一分方削減シ僅カ二百五十ノ「ライセンス」下附ヲ許ス事トナリ居レリ然モ此二百五十中ニハ歸還兵ノ「ライセンス」ヲモ包含シ居レリ元來歸還兵ハ差別待遇ノ不幸中ノ幸トシテ從來漁業ニ付テモ白系加奈陀人ト同一待遇ヲ受ケ來レルモノナルカ今回之レヲ不當ニモ差別待遇ヲ受ケツツアル日系加奈陀人ノ「プーラス、ライセンス」中ニ包含セシメントスルモノナリ漁業省ノ説明ニ依レハ最近漁船ノ設備著シク改善セラレタルヲ以テ助手ノ必要殆ントナク從テ「プーラス、ライセンス」數ヲ遞減スルモノナリトノ趣ナルカ若シ日系加奈陀人カ白系加奈陀人ノ如ク何レノ水面ニ出漁シ得ルナラハイザ知ラス現在ノ如ク例ヘハ「フレザー」河ニ於テモ *New Westminster* 市附近ノ橋梁ヨリ上流ニハ日系加奈陀人ノ出漁ヲ許サス從テ日系漁者ハ川波荒キ河口附近ニ於テ漁撈ニ従事スル状態ナルヲ以テ助手ノ必要ナル事白系漁者ノ場合ト同一ノ論ニ非ス尙此際申上度事ハ「プーラス、ライセンス」下附者ノ六割八分ハ加奈陀生レ日

系人ニシテ残り三割二分ハ *British Nationality* ヲ有スル歸化人ナル事及「メイン、ライセンス」ニ於テモ既ニ其ノ四割四分ハ加奈陀生レ第二世ナリ残り五割六分ハ日系加奈陀人ニ下附セラレ居レルモノニシテ然モ此後者ノ場合ニ於ケル兩者ノ割合八年ト共ニ加奈陀生レ日系人ノ増加ヲ見ツツアル次第ナリ

既ニ一九三八年「プーラス、ライセンス」ノ四割削減ヲ受ケ日系漁者社會ニ一大苦痛ヲ與ヘタルニ引續キ今回更ニ事實上約二割五分ニ等シキ削減ヲ受ケル結果漁者ノ生活ハ著シキ脅威ヲ受ケケ生活ニ困却スルモノ輩出スル實情ナリ之レヲ以テ漁者團體ハ最近ニ代表者ヲ當「オタワ」ニ派遣シ右代表者ハ目下當地滯在中ナルカ昨日「ミショウ」漁業大臣ニ面會彼等ノ立場ヲ陳情シタルニ對シ同大臣ハ歸還兵二十六名ニ對スル「ライセンス」ヲ二百五十以外ニ置ク事トスヘク其ノ他ニ關シテハ變更不可能ナル旨言明シタル趣ナリ然ルニ抑々歸還兵ヲ二百五十中ニ包含セシムル事カ不合理ナルハ前ニ説明シタル通ナリ惟フニ「プーラス、ライセンス」削減ノ背後ニハ例ノ *Ratio* カ策動シ居ルニ非スヤト思ハルル所本問題ハ微々

タル「ポリテックス」ノ問題ニ非ス日系漁者ノ生活ヲ脅威シ現存差別待遇ヲ加重スル事トナリ問題重大ナルモノアリ首相カ多年日加親善關係ニ盡瘁セラレ又日本人問題ニ付理解ト同情ヲ示サレツツアルハ獨リ在加日系人ノミナラス我國民ニ於テモ「アプレシエート」シ居ル所ナルモ更ニ本問題ニ付テモ大所高所ヨリ觀察シ満足ナル解決ヲ見ル様御配慮アリタク存シ居ル次第ナリ

卑見ニ依レハ本問題ハ「プーラーズ、ライセンス」ヲ全廢シ昨年度ノ「プーラーズ、ライセンス」數ヲ全部「メーン、ライセンス」ニ加フル事合理的ト存スルモ右カ餘リニ白系加奈陀人ヲ刺戟スルノ結果トナレハ之レヲ「ブツシュ」スル次第ニ非ス其ノ代リ加奈陀側ニ於テモ既ニ不當ナル差別待遇ニ加ヘ新タナル差別待遇ヲ加ヘ日系漁者ヲ刺戟シ日加關係ニモ累ヲ及スカ如キ措置ハ差控ヘラルル様致度從テ本件ハ差當リ昨年度ノ「ライセンス」ト同一數即チ三百十六ノ「プーラーズ、ライセンス」ヲ出ス事ニ解決スル事最モ「リーゾナブル」ノ解決ノ様思考ス尙日系漁者団体ハ本件ヲ著シク重大視シ遠路遙々代表者ヲ當地ニ迄派遣シ來レル次第ニ付時節柄御多忙トハ存

スルモ彼等兩人御引見相煩シ彼等ヨリ直接實狀ヲ聽取セラレタル上最善ノ御盡力ヲ願度シ」ト述ヘタリ

「キング」首相ハ右本使説明ヲ多大ノ注意ヲ以テ聽取シ殊ニ「プーラーズ、ライセンス」數カ一九三八年四割ノ削減ヲ受ケタルニ加ヘ本年更ニ二割一分ノ削減ヲ見ントスル事ニ付テハ特ニ反問シ聊カ驚愕ノ表情ヲ示シ本件ニ關シテハ昨年度モ同首相ノ注意ヲ喚起セラレタル事アルヲ想起スト述ヘ其ノ際モ訴訟ノ話アリタル様記憶スルモ當時ハ圓滿ニ解決シタル様承知シ居レリト述ヘタルニ付本使ヨリ今回ノ加奈陀側ノ措置ニ對シテモ圓滿ナル解決ヲ見サレハ斷然訴訟ヲ提起スル様一決セルモ訴訟提起トナラハ一九二七年ノ「メイン、ライセンス」問題ニ對スル訴訟ノ場合ト其ノ理論ヲ異ニセス要ハ漁業大臣カ「ライセンス」出願者ニ對シ日系漁者ナルノ故ヲ以テ右下附拒絶ヲ爲シ得ル權限アリヤ否ヤノ問題ニ歸着スルト認ム然レ共右ハ何分多大ノ日月ト費用ヲ要シ從テ直ニ生スヘキ失業者ノ救済ニハ即刻問ニ合ハス日加兩國ノ爲メニ成ルヘク訴訟問題トセス圓滿ニ政治的解決ヲ得ル事願ハシト存スト述ヘタルニ對シ首相ハ漁業大臣ト協議スヘキ

旨ヲ述ヘ尙翌十五日日系漁者代表橋本及野口兩人ヲ議會事務所ニ於テ引見スヘキ旨申シ居リタリ

二、日系漁者代表橋本及野口ノ兩名ハ三月八日 Cowe 漁業次官代理、同月十三日「ミシヨウ」漁業大臣、同十四日「キング」首相等ト夫々面會助手ノ必要ナル理由同「ライセンス」削減ニ依ル日系漁者ノ窮狀等詳細ニ亘リ説明スルト共ニ從前通り同「ライセンス」ヲ發給セラレ度旨陳情スル所アリタルカ更ニ同十八日再度漁業大臣ニ面會至急同情アル解決方法ヲ講セラレ度旨更メテ懇願シタルニ同大臣ハ兩名ニ對シ其ノ一解決法トシテ在BC州白人系漁者團體(赤色系ニ屬セサル漁者團體ナル事ヲ要ス)ヨリ日系漁者側支持ノ陳情アレハ適當考慮セラルヘシトノ趣旨ヲ「サゼスト」アリタリ右白人系漁者團體ノ陳情書ヲ得ルニハ同團體員ノ一般投票ヲ行ハサルヘカルトコロ右ハ頗ル難事ニテ結局日系漁者ノ陳情ニ對スル一ノ体良キ通辭トモ解セラレタルヲ以テ代表者等ハ一應漁業大臣ニ對シ本件解決ヲ白人漁者ノ投票ニ依リ決スルハ不當ナル旨ヲ述ヘ置キタルカ其ノ後同人等ハ平時日系漁者等カ白人漁者團體長及團員個人ト圓滑ナル聯絡アルニ付彼等ノ

支持ヲ得ル事不可能ニ非サル可シト思考シタル一方切角同大臣ヨリノ勸メニモアリタルニ付一應白人漁者團體トノ接衝ヲ試ムル事ニ決意シ同月二十三日歸晚セリ

斯クテ同方面ニ於ケル白人系漁者團體員ノ本件ニ關スル同情的投票ヲ獲得スル爲メ同人等ハ彼等ヲ戶別のニ訪問日夜說得ニ努メタル結果大体絶對多數獲得可能ナルモノノ如ク見受ケラレタルカ實際投票ノ結果ハ僅々十數票ノ差ニテ白人漁者團體ノ陳情書獲得ハ不成功ニ終レル趣ヲ以テ日系漁者團體ヨリ重ネテ本使ニ對シ盡力方願出タリ

三、仍而五月五日他用ヲ以テ「キ」首相ト會談ノ際重ネテ本件ニ言及シ過般日系漁者代表カ漁業大臣ニ面會ノ際同大臣ヨリ本件解決法「サゼスト」アリタルヲ以テ日系漁者側ハ斯カル問題ヲ白人系漁者ノ投票ニヨリ決定セントスルハ面白カラスト思考シタルモ漁業大臣ノ切角ノ御勸メニモアリ極力努力シタルカ僅々十數票ノ差ニテ不成功ニ了レリ事茲ニ至リテハ最早訴訟提起ノ外途無キ次第ナルカ愈々訴訟トモナラハ日加双方共ニ感情硬化シ延ヒテハ日加、日英關係ニモ一層面白カラサル影響ヲ及ス虞アルニ付本使ニ於テモ日系漁者側ヲ抑ヘ居レル次第ナリ孰レ詳

細ハ漁業大臣ニ面會ノ上申述フル事ト致度處右若シ御贊成ナラハ満足ナル解決ニ達スル様同大臣ニ御口添アリ度ト述ヘタルニ「キ」首相ハ之レヲ應諾スルト同時ニ本件ハ加奈陀ノ國內問題ナルニ付其ノ點御承知願度シト附言シタルニ付本使ハ關係者カ加奈陀ノ國籍ヲ有スル點ニ於テ加奈陀ノ國內問題タル事ハ自分ニ於テモ認メ居レル所ナルカ貴首相ニ於テモ不公平ナル差別待遇カ行ハレ居レル場合ニ於テ其ノ被害者カ日系人ナル以上日本國籍ノ有無ヲ問ハス日加兩國友好關係ニ惡影響ヲ及スモノナル點充分御了解アリ度ト述ヘタルニ「キ」首相ハ之レヲ了解セリト答ヘタリ

更ニ同日「ミシヨウ」漁業大臣ニ面會先ツ「キ」首相トノ會談要領ヲ述ヘ本問題カ「デリケート」ニテ加奈陀ノ國內問題ナルト同時ニ日加間ノ國際問題タル事ニ付テハ首相トノ間ニ充分了解アルハ甚タ仕合ナリト冒頭シ切角ノ貴大臣ノ御勸メニヨリ日系漁者側ハ努力シタルモ僅少ノ差ニテ失敗セル爲メ愈々訴訟ヲ提起スル事トセルモ本使ニ於テハ成ルヘク訴訟トセサル事ヲ希望シ居レル次第ナルカ本件如何様ニ考ヘラルルヤト質問シタルニ同大臣

ハ自分個人トシテハ日系漁者ニ深く同情シ居レルモ何分今秋總選舉ヲ控ヘ居リ日系人ハ投票權ナク白系人ヲ無視シ得サル次第ナリ左レハトテB・C州選出議員及各團體等ヨリ種々「プレシユアー」ヲ受ケ居レルモノ々之レニ取合居レル譯ニハ非ス本件今年度ノ措置ハ今年限トシ總選舉終了後ハ根本的ニ之レヲ解決シ度シ苟クモ加奈陀ノ國籍ヲ有スル者ニ對シテハ人種ニ依リテ差別スルカ如キ事ナク全テ「メイン、ライセンス」ヲ下附スヘキモノナリトノ方針ニテ解決シタク思考シ居レリ今年度ノ措置ハ夫レ迄ノ過渡的辦法ト御承知アリ度ト述ヘタリ

仍テ本使ハ更ニ前記「キ」首相ニ申述タル點竝ニ本邦移民問題ニ關シ同首相ニ申入タル點(二月上旬電報參照)ヲ述ヘ此際漁業問題ニ關シテモ成ルヘク日本ヲ「プロボーク」スルカ如キ事ハ差控ヘラレ度就テハ之等ノ諸點ニ鑑ミ此際双方ノ妥協(在晚香坡領事發本使宛電報第二五號末段)ニヨリ訴訟スル事ナク穩便ニ解決シテハ如何カト思考スルニ付此點篤ト御考究願度ト述ヘタルニ同大臣ハ追而考慮スヘキ旨ヲ約セリ

本件從來ノ經緯何等御參考迄ニ報告ス

本信寫送付先 晚香坡

1095

昭和16年1月11日

在バンクーバー仲内(憲法)領事より  
松岡外務大臣宛(電報)

日独伊三国同盟の締結に伴うカナダでの日本  
人への取締り強化について

バンクーバー 1月11日後発  
本省 1月12日前着

第五號

在加公使發大臣宛電報第六號ニ關シ

「キング」聲明ハ日本人ヲ歸化人モ二世モ區別ナク特別扱  
スルモノニシテ表面ノ理由ハ兎ニ角要スルニ三國同盟ニ伴  
フ假裝敵人トシテ日本人取締ノ強化ト見ラルル處二世ノ徵  
兵見合セノ如キハ二世將來ノ地位ニ致命的障害ヲ與フヘク  
調査委員會ノ設置モ其ノ遣方如何ニ依ルヘキモ既ニ排日市  
議「ウイルソン」ノ如キハ「アングス」ノ任命ニ反對シ調  
査事項ニ日本語學校ヲ持出シ居リ又「プロビンス」社長ハ  
政府ノ措置ヲ不徹底ナリトシ二世ニハ差別的待遇ヲ爲スヘ  
カラサルモ移民協定ハ廢棄スヘシト論シ出シ一方委員中ニ

モ「マツキンツツシユ」ノ如キ札付排日家モアリ勢ノ赴ク  
所ニ重國籍問題本邦兵役關係等ニ波及シ却テ問題ヲ紛糾セ  
シムル惧アル處從來ノ排日運動ヲ政府ノ手ニ移シ眞綿テ首  
ノ程度ニ出ツルニ非サヤト憂慮セラル

依テ我方トシテハ日本人會ヲ中心トシテ在留民ノ結束ヲ鞏  
固ニシ二世團體ヲモ指導シテ抗議スヘキハ抗議シ(二世徵  
兵)協力スヘキハ協力(登録事務)スル等硬軟兩様ノ對策ヲ  
講スルト共ニ委員新聞等ニ對シテハ進ンテ日本人ノ加奈陀  
ニ對スル貢獻乃至差別待遇ニ苦ム實情ヲ諒解セシムルニ努  
メシムル様手配中不取敢  
加ヘ轉電セリ

1096

昭和16年2月26日

在カナダ吉沢公使より  
松岡外務大臣宛(電報)

日本人移民を禁止すべきとのカナダ議會での  
論議と首相の答弁について

オタワ 2月26日後発  
本省 2月27日前着

第二八號

二十五日下院ニ於テBC州選出議員舉ツテ日本移民禁止ヲ主張シタルニ對シ首相ハ現在日本移民ハ年百五十名ニ制限セラレ居ル處入國實數ハ右ニ滿タサル事實ヲ指摘シ禁止措置ハ日本政府ノ憤懣ヲ買フコトトナルヘシト述ヘ日英關係ノ機微ナル現狀ニ對シ注意ヲ喚起スル所アリタリ

尙BC日本人ノ再登録實施セラルヘク之ニ依リ充分ノ取締ヲ期シ得ヘク日本人ハ協力的ニシテ或者ハ差別的現狀ヲ慨シ登録制實施ニ依リ其ノ正當ナル立場ヲ維持セント期シ居ル旨附言セリ

晚香坡ニ空送セリ

